

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 1 0 号	平 成 2 8 年 1 0 月 7 日 受 理
件 名	重度障害者医療費助成制度継続についての陳情
陳 情 者	秦野市下大槻 4 1 0 - 1 - 1 7 - 1 0 8 秦野市腎友会 会長 三神 厚 横浜市神奈川区台町 1 - 8 ウェイサイドビル 5 0 4 号 特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 前田 好夫
陳 情 の 要 旨	
<p>県は、平成 2 0 年に補助金交付要綱を改正し次の 3 条件、①窓口負担（通院 1 回 2 0 0 円／入院 1 日 1 0 0 円）、②年齢制限（6 5 歳以上で新たに重度障がい者となった者は適用除外）、③所得制限（本人所得が約 3 6 0 万円以上は適用除外など）を、逐次附帯しました。</p> <p>結果として、私たち透析患者は、県が窓口負担や制限を導入する中でも、市町村の同種制度に頼り安心して医療を受けてきました。しかし、この 8 年間で年齢制限、所得制限を導入する市町村が増えているのが現状です。</p> <p>透析導入平均年齢は 6 9 歳と言われており、特に年齢制限の導入は透析を受ける上で大変な不安となります。透析患者は突然に障がい者となるのではなく、腎臓病と闘いながらも仕事や家庭など、精一杯生活し、その後、透析導入に至り障がい者となります。そのため、私たち透析患者は、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、重度障害者医療費助成制度は安心して医療を受ける上で大変必要な制度であります。</p> <p>特定非営利活動法人神奈川県腎友会では、県に対して助成制度の再構築を市町村と折衝、検討、審議を重ねるよう要望しています。</p> <p>県が、市町村への補助金を削減、廃止し、市町村の財政逼迫も理解しておりますが、あえて、私たち障がい児者・透析患者が重度障害者医療費助成を継続して受けられるようお願い申し上げます。</p> <p>陳情事項</p> <p>重度障害者医療費助成制度において、障がい児者・透析患者が継続して助成を受けられるようにすること。</p>	